

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 宛

令和3年度補正「経済連携協定関連ツール開発実証事業費補助金」申請書

申請者	法人番号(*)	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない
個人事業者等の場合には、記載不要。

(様式2)

受付番号	
※記載不要	

令和3年度補正「経済連携協定関連ツール開発実証事業費補助金」
提案書

<p>1. 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法） ※別紙にて詳細説明をパワーポイント形式で作成し、提出してください。</p>
<p>申請類型（希望類型と調査対象の産業に、各類型3業種以上チェック）</p> <p><input type="checkbox"/> 類型1（サプライチェーン型） <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 輸送機器（自動車・航空を除く） <input type="checkbox"/> 航空 <input type="checkbox"/> 素形材 <input type="checkbox"/> 情報通信機器</p> <p><input type="checkbox"/> 類型2（素材・コモディティ型） <input type="checkbox"/> 繊維 <input type="checkbox"/> 産業機械 <input type="checkbox"/> パルプ <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 金属・鉄鋼</p> <p><input type="checkbox"/> 類型1と2の両方 ⇒両方で首位となった場合の優先順位：<input type="checkbox"/> 類型1・<input type="checkbox"/> 類型2</p>
<p>(1) 課題解決方法（実証要素）の提案（審査基準②、⑦）</p> <p>*P3-4の1-3. 事業内容①~④の例を参考にしつつ、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。EPAの利活用を推進するために効果的で、意欲的な内容を記載してください。</p>
<p>(2) 補助事業の実施方法、実施スケジュール（審査基準⑤、⑥、⑧）</p> <p>※類型1と2の両方に申請する場合は、それぞれについて記載ください。</p> <p>*P4-5の「1-3. 事業内容」の(1)調査フェーズ、(2)実証フェーズ、(3)フォローアップの各項目について、具体的な実施方法及び内容を記載してください。</p> <p>*本事業の事業開始日（交付決定日）は、令和4年3月上旬頃になる見込みです。</p> <p>*具体的で現実的であり、中堅・中小企業を含む、より多くの企業にEPAの利活用を促すために予算の範囲内で意欲的な内容を記載してください。</p> <p>*調査フェーズ及び実証フェーズのそれぞれについて、相当数の中堅・中小企業を含む多数の企業に意見聴取を行うものとなっている必要があります。すなわち、最低でも1,000社程度、3業界以上¹はヒアリング又はアンケート²を行う計画となっていることが必須です。</p>

¹ 各業界団体の協力を得ながら意見聴取する場合でも、会員企業の規模の属性（大企業・中堅企業・中小企業）が不明な場合も多いことから、実務的に審査し、事業実施するために「1,000社以上、3業界以上」のメルクマールを設定することとした。ここまで多くの企業に意見聴取すれば、十分に中堅・中小企業のEPA利活用の向上に資する示唆が得られると考えられる。

² 「1,000社以上、3業界以上」のメルクマールは、ヒアリングの実施数（オンライン又は

<p>(3) 補助事業への知見・経験 (審査基準⑪)</p> <p>* 本事業関連分野 (EPA 関連実務、貿易実務、システム構築等) に関する知見・経験の有無</p> <p>* 類似のサービスの取り組み業務内容 (国の事業の場合は、事業名、事業概要、実施年度、発注者等、自主事業の場合はその旨)</p> <p>* 既存リソースの効率よい活用有無と内容</p>
<p>(4) 実施体制 (審査基準⑫)</p> <p>※ 類型 1 と 2 の両方に申請する場合は、それぞれについて記載ください。</p> <p>* 体制図 (組織、外注や再委託、協力先などを含む)</p> <p>* 実施責任者略歴、実施者の業務内容</p> <p>* 外注、再委託、協力等の内容</p>
<p>(5) 情報管理体制 (審査基準④)</p> <p>受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること (様式 3)</p>
<p>2. 補助事業の効果 (事業終了後に、実証で得られた知見を基に、RCEP 協定等の利用による成長を、中堅・中小企業まで波及させるためのビジネスモデルの計画・の普及シナリオ) (審査基準⑨)</p> <p>※ 別紙にて詳細説明をパワーポイント形式で作成し、提出してください。</p> <p>* 具体性的・実現性があり、意欲的な計画・シナリオを記載してください。</p> <p>* 類型 1 に取り組む事業者が、本事業終了後に類型 2 の業種までビジネスの射程に入れて取り組むことは歓迎されます。逆もまた同様。従って、両方に申請する場合でも、書き分ける必要はありません。</p>
<p>3. 申請者概要 (審査基準①、③)</p>
<p>(1) 申請者の営む主な事業</p> <p>* 別添の形で会社概要 (パンフレット) を提出する方法も可能です。</p> <p>* 会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。</p>
<p>(2) 申請者の財務状況</p> <p>別添、財務諸表のとおり</p> <p>* 特記事項等がある場合には併せて記載してください。</p>
<p>(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (審査基準⑬)</p>

対面) と、アンケート配布数 (オンラインアンケートでも可) の合計数に基づくものとする。ヒアリングは原則として対面としつつ、COVID19 の感染状況によっては、オンラインでも代替可能とします。

* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況

* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

4. 補助金見込額等（積算）（審査基準⑩）

※類型1と2の両方に申請する場合は、それぞれについて記載ください。

* 公募申請時点での見込みを記載ください。（採択後、経済産業省と調整した上で決定することとなります。）

○積算内訳

（単位：円）

経費区分及び内訳	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額
○○○○事業			
Ⅰ. 人件費（補助率：1／3）			
Ⅱ. 事業費（補助率：1／3）			
旅費 会場費 備品費 消耗品費 印刷製本費 補助員人件費 その他経費 委託・外注費			
* 募集要領の「7. 補助対象経費の計上」の「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外）のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。			
合計（補助金見込額）			

* 補助率は、募集要領の「2. 補助金の交付の要件」の「2-2. 補助率・補助額」の記載のとおりとしてください。

補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

○資金計画(例)

補助事業に要する経費 円

うち補助金充当（予定）額 円

(精算払までの期間は、自己資金で支弁予定

Or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有)

金融機関等からの借入れ(予定)額 円

(借入条件:補助事業取得財産の担保予定 有・無)

自己資金充当額 円

収入金 0円

(該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること)

(様式3)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
委託先	F						

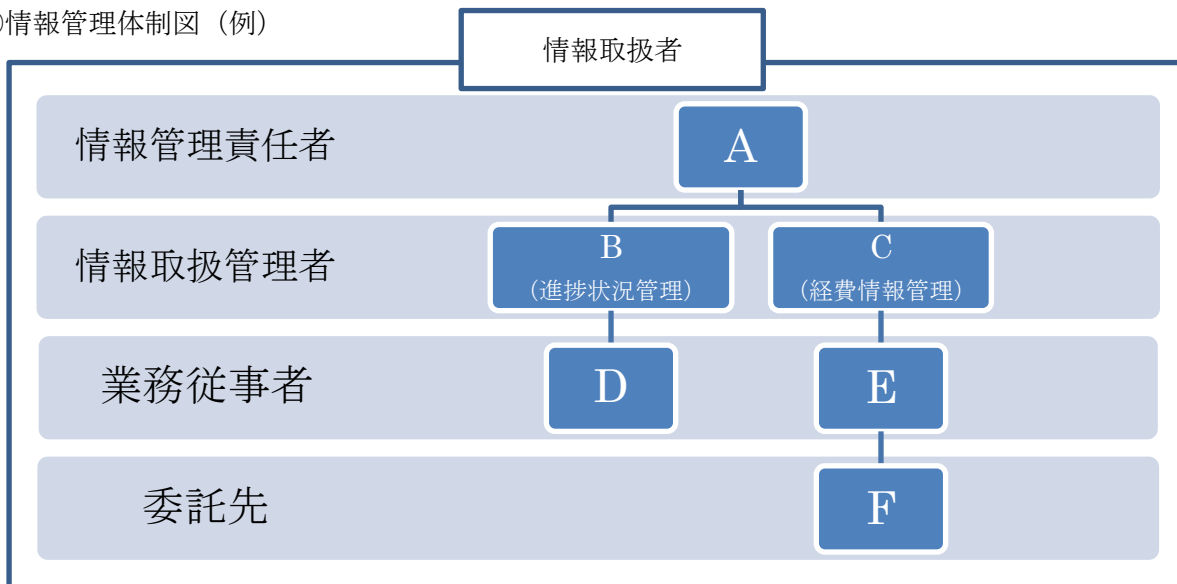
(※1) 補助事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。